

富川市街地拠点複合施設整備基本設計

特記仕様書

令和3年10月

日高町

※ この特記仕様書は、公告日現在において想定している業務内容等について記載したものであり、今後変更となる場合があります。

1. 業務名

富川市街地拠点複合施設整備基本設計

2. 業務内容

富川市街地拠点複合施設建築基本設計業務
富川市街地外構基本設計業務
富川市街地現況等測量調査業務
富川市街地地質調査業務
打合せ及び富川市街地づくり会議参画業務

3. 業務期間

契約締結日の翌日（翌日が閉庁日の場合は翌開庁日）から令和4年3月31日まで
ただし、日高町議会の予算繰越承認を受けた場合は、令和4年6月30日を完了
期限とする期間延長を行う予定。

4. 計画施設の概要

施設名称 富川市街地拠点複合施設
建設敷地 北海道沙流郡日高町富川北3丁目195-1 他13筆
施設用途 複合施設（集会場、事務所、バスターミナル 他）
国土交通省告示第98号（平成31年1月21日公布・施行）別添二による類型第12号
（業務施設）の第1類とする。

5. 設計と条件

敷地面積 約 15,700㎡
都市計画区域 都市計画区域内（非線引き都市計画区域）
用途地域等 商業地域（建ぺい率：80%、容積率：400%）
第2種住居地域（建ぺい率：60%、容積率：200%）
防火地域等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条区域
周辺道路 南側：国道235号 幅員21.2m
西側：町道富川北平賀16号線 幅員16m
東側：町道富川北17号線 幅員4m
上下水道 区域内

6. 富川市街地拠点複合施設建築基本設計業務

（1）計画施設の条件

①施設の延べ面積

複合施設合計：2,000㎡程度（別紙のとおり）

②構造・階数

本業務にて決定する。

③設備概要

電気設備、給排水衛生設備、空調換気設備、昇降機等

耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成25年3月）による耐震安全性の分類は以下のとおりとして想定しているが、構造体については、耐震工法や建設コスト等を勘案し、本業務により決定する。

構造体 I類又はII類（本業務にて決定する。）

建築非構造部材 A類

建築設備 甲類

（2）事業費等

①事業費

全体事業費はおおよそ15億円（消費税及び地方消費税を含む。）を見込み、付帯する外構工事等及び調査費、設計委託費等を含む。

②事業スケジュール

基本設計：令和 3 年度～令和 4 年度

実施設計：令和 4 年度～令和 4 年度

建設工事：令和 5 年度～令和 6 年度

供用開始：令和 7 年 4 月見込み

外構工事、付帯施設整備：令和 5 年度～令和 6 年度

③設計と条件の資料

富川市街地活性化基本構想（平成27年3月）

現況図（航空写真） 地番図 道路台帳図

（3）業務仕様

①特記仕様書の適用

特記仕様書は、受注者が本業務を履行するために必要な事項を定めるものとし、本仕様書に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書」によるものとする。

②管理技術者等の資格要件

ア 管理技術者

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士であること。

イ 主任技術者

建築（総合）及び建築（構造）分野の主任技術者は、一級建築士であること。

③業務の履行体制

受注者は、管理技術者及び各主任技術者を配置すること。

④設計業務の範囲

ア 一般業務

- (ア) 建築（総合）基本設計
- (イ) 建築（構造）基本設計
- (ウ) 電気設備基本設計（通信設備含む）
- (エ) 機械設備基本設計
- (オ) 工事費概算
- (カ) 各種技術資料（経済比較や工法検討資料等）の作成業務

イ パースの作成

- (ア) 外観図 A2 1枚
- (イ) 鳥瞰図 A2 1枚
- (ウ) 内観図 A2 2枚

⑤業務の実施

ア 一般事項

- (ア) 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- (イ) 業務の実施に当たり、次の担当主任技術者を配置すること。
 - ・ 建築（総合）主任技術者
 - ・ 建築（構造）主任技術者
 - ・ 電気設備主任技術者
 - ・ 機械設備主任技術者
- (ウ) その他
 - ・ 建築構造設計にあたっては、構造設計一級建築士による設計への関与を必要とする。
 - ・ 設備設計にあたっては、設備設計一級建築士による設計への関与を必要とする。
- (エ) 電子納品
 - ・ 本業務の成果品を電子データとして納品すること。

イ 適用基準

本業務は、以下に掲げる技術基準等（国土交通省大臣官房官庁営繕部の最新版）を適用する。

- (ア) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- (イ) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- (ウ) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- (エ) 公共建築木造工事標準仕様書
- (オ) 建築物解体工事共通仕様書
- (カ) 官庁施設の基本的性能基準
- (キ) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- (ク) 官庁施設の環境保全性基準
- (ケ) 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- (コ) 官庁施設の防犯に関する基準
- (サ) 建築設計基準
- (シ) 建築構造設計基準
- (ス) 建築設備計画基準
- (セ) 建築設備設計基準

⑥設計対象項目基本設計

基本設計対象項目		縮尺	摘要
建築総合	一般業務	・仕様概要書	業務担当員 と協議し確 認すること
		・仕上表	
		・面積表及び求積図	
		・敷地案内図	
		・配置図	
		・平面図（各階）	
		・断面図	
		・立面図（各面）	
		・矩計図（主要部詳細）	
		・日影図	
		・設計説明書	
		・工事費概算書	
・各種技術資料			
建築構造	一般業務	・基本構造計画案	同上
		・構造計画概要書	
		・構造仕様概要書	
		・工事費概算書	
		・各種技術資料	
電気設備	一般業務	・電気設備計画概要書	同上
		・仕様概要書	
		・工事費概算書	
		・各種技術資料	
機械設備	一般業務	・空気調和設備計画概要書	同上
		・給排水衛生設備計画概要書	
		・昇降機設備計画概要書	
		・仕様概要書	
		・工事費概算書	
		・各種技術資料	
共通	追加業務	・外構基本設計	
		・概略工事工程表の作成	
		・透視図の作成	
	追加調査業務	・地質調査	
		・測量調査	

⑦ 成果品及び提出部数基本設計

成 果 品 等	サイズ	提出部数		摘要
		原図	製本	
a 建築総合				
・ 建築（総合）設計図	A 3 判	1 部	3 部	
・ 外構設計図	A 3 判	1 部	3 部	
・ 基本設計説明書	A 3 判	1 部	3 部	概略工事工程表を含む
・ 工事費概算書	A 3 判	1 部	3 部	
b 建築構造				
・ 基本構造計画案	A 3 判	1 部	3 部	
・ 構造計画概要書	A 3 判	1 部	3 部	
・ 構造仕様概要書	A 3 判	1 部	3 部	
・ 工事費概算書	A 3 判	1 部	3 部	
c 電気設備				
・ 電気設備計画概要書	A 3 判	1 部	3 部	
・ 仕様概要書	A 3 判	1 部	3 部	
・ 工事費概算書	A 3 判	1 部	3 部	
d 機械設備				
・ 空気調和設備計画概要書	A 3 判	1 部	3 部	
・ 給排水衛生設備計画概要書	A 3 判	1 部	3 部	
・ 昇降機設備計画概要書	A 3 判	1 部	3 部	
・ 仕様概要書	A 3 判	1 部	3 部	
・ 工事費概算書	A 3 判	1 部	3 部	
e その他				
・ 内観、外観及び鳥瞰の各透視図（PDF 及び J P G 形式のデータを含む）	A 2 判	各 1 部		内観図は 2 枚とする
f 資料				
・ 各種技術資料 （経済比較や工法検討資料等）	A 4 判	各 1 部		
g 電子データ				
・ 電子納品（CD-R 等）		一式		

(注 1) : 建築（構造）、電気設備及び機械設備の成果図書は、建築（総合）基本設計の成果図書の中にも含めることもできる。

(注 2) : 製本形態は、表紙をラミネート加工した A 3 判二つ折り糊付製本とし、表紙及び背表紙に文字入れとする。

7. 富川市街地外構基本設計業務

(1) 業務内容

①与条件の細部検討

整備対象地の地形及び環境要件、整備に係る諸条件について把握し、整備の与条件を細部に渡り検討する。

②諸施設の検討及び設定

与条件に基づき、駐車場、緑地、地形造成、雨水排水、植栽等の諸条件について検討・設計し、土地利用計画図を作成する。

③基本設計図の作成

上記の検討を踏まえ、位置図、造成計画平面図、造成計画断面図(主要箇所)、施設計画平面図、雨水排水計画平面図、植栽計画平面図等を作成する。

④概算工事費の算出

基本設計に基づき、概算工事費を算出する。

⑤基本設計説明書の作成

(2) 一般事項

①共通仕様書

当該業務は『北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書』（北海道建設部監修）に基づき履行すること。ただし、特記仕様書を含む設計図書に記載された事項については、本仕様書の重複する事項は適用しない。

②土木工事積算基準等

- ア 当該業務の設計図書は、北海道建設部が制定した次の積算基準等に基づき作成している。
- ・「土木事業委託積算基準」、「土木工事積算基準(下水道編)」、「土木工事工種体系化の手引き」、「下水道工事工種体系化の手引き・数量算出要領」による。
- イ 「土木事業委託積算基準」、「土木工事積算基準(下水道編)」において定めている諸基準に基づき次のとおり扱っている。
- ・当該業務における作業項目については、各積算基準で定める作業区分により、必要な項目を計上している。
- ウ 「土木工事工種体系化の手引き」、「下水道工事工種体系化の手引き・数量算出要領」において定めている事項については、設計図書の規格・摘要欄に明示している。

(3) 成果品

①図面

A3版 2部

- | | | |
|----------------|----------|------------|
| ・位置図 | ・土地利用計画図 | ・造成計画平面図 |
| ・造成計画断面図(主要箇所) | ・施設計画平面図 | ・雨水排水計画平面図 |
| ・植栽計画平面図 | | |

②概算工事費

A4版 2部

③基本設計説明書

各種検討書含む A4版 2部

④上記の電子成果品

CD-R 2部

8. 富川市街地現況等測量調査業務

(1) 業務内容

①基準点測量

3級基準点測量、4級基準点測量

②現地測量

現地測量

③路線測量

作業計画、中心線測量、仮BM設置測量、縦断測量、横断測量

(2) 特記事項

調査立ち入りについては、業務担当者と打ち合わせを行い、関係者に通知して十分な配慮のもと調査をすること。

(3) 成果品

成果品は以下のとおりとする。

平面図 1式

測量記録綴 1式

写真帳 1式

電子媒体 1枚（上記を含むデータ1式）

9. 富川市街地地質調査業務

(1) 業務について

当業務は、富川市街地で計画されている複合施設の設計に必要な地盤情報の取得を目的としている。

(2) 業務内容について

①地質調査

- ボーリングは、計画されている施設の四隅と中央付近の計 5 孔、50mを予定している。なお、設計業務の検討内容によりボーリング位置の変更を指示することがあることから、事前に担当員と協議すること。
- 業務を遂行するにあたり、業務目的を達成するため設計項目および数量に過不足が生じた場合、業務担当員と協議を行い、場合によっては設計変更を検討する。
- 地質調査を実施するにあたり、担当員に別途「地質調査計画書」を提出し、ボーリングの掘止め目安等を確認するものとする。
- 孔内水平載荷試験は LLT を想定しており、 $\phi 86\text{mm}$ での削孔を計上している。孔内水平載荷試験の実施深度は、別孔のボーリング結果をもとに担当員と協議して決定する。
- LLT の調査深度は一般的に建物底面から 2~3m 程度である。仮に現地盤面から 1m 下が建物底面と仮定すると $\phi 86\text{mm}$ の削孔長 $L=4\text{m}$ となる。
機械ボーリング 土質区分：粘性土・シルト、孔径：86mm 4.0m
孔内水平載荷試験 N=1

②解析等調査

- ア 資料整理とりまとめ
各種試験結果の評価および考察
試料の観察
ボーリング柱状図の作成
- イ 断面図等の作成
地層および土性の判定
土質又は地質断面図の作成
報告書の執筆

(3) 提出成果品

提出する成果品は下記のとおりとする。

名称	数量	摘要
電子媒体 (CD-R)	1 部	電子成果品保管帳
標本箱 (標本ビン)	1 式	

電子媒体の項目は次のとおり。

名称	数量	備考
地質調査報告書	1 式	
平面図	1 式	調査孔を明示する
地質断面図	1 式	
柱状図	1 式	
孔内水位観測記録表	1 式	
ボーリング記録写真	1 式	

10. 打合せ及び富川市街地づくり会議参画業務

(1) 打合せ及び記録

打合せは以下の時期に行うこととし、内容については、速やかにその都度、受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し、業務担当員の確認を受けること。

業務着手時及び成果品納品時

定例打合せ(業務着手時、中間2回、完了時に協議すること。)

業務担当員又は管理技術者が必要と認めた時

(2) 富川市街地づくり会議参画業務

基本設計と同時並行で、公募により集めた地域住民との意見交換会(13人)を3回程度行い、住民の意向を踏まえた複合施設の配置機能について意見収集を図る。

11. その他

(1) 資料の貸与

①貸与資料

富川市街地活性化基本構想(平成27年3月)

現況図(航空写真) 地番図 道路台帳図

②貸与場所

事務局(日高町市街地活性化対策室)で貸与する。

③返却場所

業務終了時に事務局(日高町市街地活性化対策室)へ返却すること。

(2) 成果品の提出場所

事務局(日高町市街地活性化対策室)

別紙

施設規模

面積は概数

機能区分	整備施設	規模
① 行政サービス機能	水・くらしサービスセンター（窓口業務）	200 m ²
② 集会施設機能	多目的イベントホール、研修室、各種工房など ※多目的イベントホール 通常時は交流、休憩、パブリックビューイングなど ができる空間 イベント時には講演会などができる空間	1,250 m ²
③ 休憩機能		
④ 青少年アミューズメント機能	多目的運動ホール ※多目的運動ホールは、室内遊戯など小運動ができる 空間	350 m ²
⑤ 交通ターミナル機能	バス待合所、売店など	200 m ²
⑥ 商業機能		
合 計		2,000 m ²

※基本構想から一部機能を削除し、施設規模を縮小しています。